

論 説

性的虐待の被害者たる子供の法廷外供述の採用 とアメリカ合衆国憲法修正6条の対質条項

岡上 雅美

1 はじめに

近年、アメリカ合衆国においては、子供の虐待事件が激増し、深刻な社会問題となっている⁽¹⁾。しかし、子供の性的虐待について、実際に裁判所が訴えを受理し、処罰が行われる事件の数は、実はそれほど多くない⁽²⁾。それは、元来、この種の事件が秘密裏に行われ、発覚しにくいことに加え、その証明には特別の困難を伴うために、検察がよほどの有力な有罪証拠が固まっているもののみを起訴しているためであり、さらに裁判では、決定的な有罪証言となる子供の供述について、いくつかの証拠採用上の障害が存在するためである。子供の性的虐待が刑事事件として取り扱われることが多くなるにつれて、性的虐待の被害者たる証言者が子供であることに起因する様々な法律問題が現れてきた。その中でも、アメリカ合衆国憲法修正6条の対質権条項 (confrontation clause) との関係は、とくに解決困難な問題を提供する。これについて、連邦および多くの州は、「伝聞法則のその他の (residual) 例外」として、子供の法廷外の供述に対応しているが、アメリカ合衆国最高裁判所 (以下、連邦最高裁) は、1990年のアイダホ州対ライト判決において、性的虐待を受けた子供の伝聞供述を証拠として採用するための判断基準を示した⁽³⁾。ライト判決は、①性的虐待事件の子供の法廷外供述と伝聞法則に関する連邦最高裁の初の判断であること、②「伝聞法則

のその他の例外」を許容するための判断基準を示したこと、③対質条項の近時の判例の動向を表すものであることなどの理由から、とくに注目に値すると思われる。本稿では、性的虐待を受けた子供の供述をめぐる手続上の問題点（後述 2）と、それに対する連邦および州の対応（後述 3）を概観し、アイダホ州対ライト判決を紹介する（後述 4）ことによって、アメリカ法における伝聞法則の例外と対質条項に関する今日の問題点を検討する（後述 5）ことにしたい。

- (1) 1983年の文献によれば、1976年以来、子供の性的虐待の報告は200パーセントもの増加を示し、1980年まで、1年につき25,000件の虐待事件が報告された（Judy Yun, *A Comprehensive Approach to Child Hearsay Statements in Sex Abuse Cases*, 83 COL. L. REV. 1745 n. 1 (1983)）。
- (2) Note, *The Testimony of Child Victims in Sex Abuse Prosecutions: Two Legislative Innovations*, 98 HARV. L. REV. 806 (1985).
- (3) *Idaho v. Wright*, 497 U. S. 805 (1990).

2 子供の供述採用とその問題点

すでに述べたように、アメリカでは、子供の性的虐待が大きな社会的関心を呼び、マスコミにも取り上げられることが多いが、50州が子供の性的虐待を犯罪としており、比較的早い段階から処罰強化の立法が行われていた⁽⁴⁾。しかし、この犯罪は、一般人および立法府の関心の強さにもかかわらず依然として暗数が多く、有罪率が驚くほど低いことが指摘されていた⁽⁵⁾。性的虐待の概念は、論者によって必ずしも一致していないが、身体に触れるなど一定の形態のものは、何等の痕跡も残らず、また多くは家庭内の出来事でもあり物証の確保すら難しい。しかし、それにも増して証明が困難なのは、被告人その人が犯罪を行ったことの証明（identification）である。たとえ、性的虐待の物証が存在する場合であっても、被告人が自白するか有罪の答弁をするのでない限り、誰がそれを行ったかについては、被害者

たる子供が唯一の、あるいは少なくとも被告人の有罪に決定的な証人であることが稀ではない⁽⁶⁾。

しかし、通常の成人を想定して構築されている刑事手続で子供の証言を証拠として利用することには様々の障害がある。まず、前提的問題となるのは、子供の証言の信用性 (credibility) であろう⁽⁷⁾。一般に、子供の証人は成人よりも信頼性に欠け、子供が年少であるほどその信頼性が低下するものとされる。子供は、記憶の維持が大人より困難であり、とくに細部についての記憶が曖昧であること、現実の知覚と単なる空想との区別がつきにくいこと、法廷内外で大人とくに親から影響を受けやすいこと、法廷で真実を述べるという義務感が薄いことなどが指摘されている。しかし、5、6歳の子供がもつ事実に関する記憶力は、大人以上の場合が少なくないという実証的研究もあり⁽⁸⁾、検察が有罪を勝ち取るためには、子供の証言は信用性が低いという陪審の先入観を取り除くことが必要となる⁽⁹⁾。他に、子供に証言能力が備わっているかどうかも問題となる。例えば、子供があまりに年少であって証言台に立って証言できない、または陪審に意思を伝えることができないなどの場合がある。

以上のような証言利用に関する問題のほか、一層困難な問題を提供するのは、子供の証言の証拠としての許容性である。子供の証言能力が肯定される場合であっても、その子供が、成人を想定して構築された手続的保障のための制度、すなわち被告人による対質や交互尋問に耐えて自らが真実と思うところを主張できるかは一つの問題である。子供が犯罪に出会ったのち、他から影響を受けていない時期に行った供述や、法廷外の緊張のない状況で行った供述が真実を表す場合も少なくなかろう。厳しい反対尋問を受けたり、被告人に対面したりすることが、子供の自由な証言を妨げ、返って裁判官の真実発見を困難にすることすら考えられるであろう。

また別の側面として、証人として法廷で証言する子供をいかに保護するかの問題がある。すなわち、すでに深刻な被害を受けている子供に対して、法廷でいっそうの精神的打撃を与えるのをできる限り回避しようとする要

請である。衆人の注目を浴びながら、法廷で証言をすることは、その子供の忌まわしい被害を繰り返し思い出させ、子供がそれを告白するよう強いられているように感じることもなる。さらには、被告人が自分の親、親戚などの近親者や常日頃から慣れ親しんできた者である場合、子供は、自分自身の証言が決定的な証言となり、これらの者を有罪にしてしまったという感情に苦しめられることになる。これは、教育的に有害であり、子供にとっては、性的虐待の「二次的被害」にほかならない。

このため、法廷外で行われた子供の供述を、裁判で証拠として用いることができるかどうか、大きな訴訟上の問題点となっている。この問題を解決するには、子供の保護を含めた公共の利益の観点のみを重視することは許されない。他方の利益として、被告人の憲法上の権利を尊重するという手続上の要請があるからである。子供を保護しつつ自由な証言をさせるため、伝聞法則の例外が適切であるか、また、同時にいかにして被告人の対質権 (right to confrontation) を十分保障するかが問われなければならないのである。

- (4) 一例として、コロラド州は、1983年に保証者的地位にある者 (one in a position of trust) による子供への性的暴行の刑の上限を4年から8年に引き上げている (COLO. REV. STAT. §18-3-405)。
- (5) Note, *supra* note 2, at 806. 例えば、コロンビア州で起きた2年間で261件の子供の虐待事件のうち、公判に付された事件は8件にすぎなかった。G. Russell Nuce, *Child Sexual Abuse: A New Decade for the Protection of Our Children?*, 39 EMORY L. J. 581, n. 4 (1990) (citing Rogers, *Child Sexual Abuse and the Courts: Empirical Findings*, paper presented at the meeting of the American Psychological Association, Montreal 1980)。
- (6) 問題の概観として、John E. B. Myers, *Allegations of Child Sexual Abuse in Custody and Visitation Litigation: Recommendations for improved fact finding and Child Protection*, 28 J. FAM. L. 1 (1989-90)。
- (7) わが国の状況につき、河上和雄「幼児の証言」警察学論集37巻1号(1984年)33頁以下、平出禾「年少者の供述」証拠法大系I(1970年)71頁以下、宮城啓子「幼児の証言能力」刑事訴訟法判例百選(第六版)(1992年)132頁以下などがある。わが国での関心は、幼児の証言能力そのものにあり、幼児の伝聞供述

の証拠能力には向けられていない。これは、わが国では検察官面前調書が活用され、幼児の供述も通常は検面調書に記載されるため、検面調書の証拠能力の問題として解決されることが多く、その当否はともかく、幼児の司法手続外の供述自体について証拠能力を論ずる余地は少ないことが原因であろう。

- (8) Gail S. Goodman & Rebecca S. Reed, *Age Differences in Eyewitness Testimony*, 10 L. & HUMAN BEHAV. 317 (1986).
- (9) Gails S. Goodman, Jonathan M. Golding, Vicki S. Helgeson, Marshall M. Haith, & Joseph Michelli, *When a Child Takes the Stand: Jurors' Perceptions of Children's Eyewitness Testimony*, 11 L. & HUMAN BEHAV. 27 (1987).

3 子供の性的虐待事件の特別手続に関する立法・判例の動向

1 以上のような背景から、州は、立法的手段によって、証人としての子供に課せられている負担を軽減し、検察の立証を容易にする方向での改革を行ってきた。例えば、証明の負担軽減のために性的虐待の定義を緩和したり、子供の保護のために手続規則や証拠規則を改正したりする立法例がある⁽¹⁰⁾。その中でもとくに顕著な立法政策は、次の2つの方向で行われている⁽¹¹⁾。一方は、子供の法廷外の供述を証拠として採用するために、伝聞法則の特別の例外を認める立法であり、他方は、ビデオテープや閉回路テレビジョン (closed circuit television) を用いて子供に証言させることができるとする立法である⁽¹²⁾。

伝聞法則の例外を拡大する立法としては、20の州が子供の性的虐待に特有の伝聞供述を認める法律を設けた。例えば、子供の母親または子供を診察した医師に、虐待行為について子供が述べたところを法廷で再現させることを許す立法がこれである⁽¹³⁾。

さらに第二の方向については、37の州でビデオテープによる証言を証拠として認め⁽¹⁴⁾、また24州で送信専用 (one-way) 閉回路テレビジョンの利用が、そして8州で送受信併用 (two-way) 閉回路テレビジョンの利用が認められている⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾。

2 もちろん、子供の性的虐待をめぐるこれらの州の手続改革の動向に

も、被告人の対質権との関係で憲法上の問題があることはいうまでもない。他方、伝統的な伝聞法則の例外と被告人の対質権保障との関係もなお未解決の問題として残されている。そして、州の立法において、子供の性的虐待特有の伝聞法則の例外に当たらない場合、通常の伝聞法則の例外に当てはまらないときにのみ特別の伝聞法則の例外が許されるという規定形式になっている場合、または、連邦証拠規則のように、そもそも子供の性的虐待についての特別の証拠法則をもたない場合には、やはり従来の伝聞法則の例外の適用が問題とされることになる。伝聞法則の例外は、子供の性的虐待事件においてきわめて重要な役割を演じるようになってきているが、とくに頻繁に用いられるのは、伝聞法則の「その他の」例外であり、立法当初は予想もされなかったほどの重要性が子供の性的虐待事件に対して与えられるに至っている⁽¹⁷⁾。以下では、従来の伝聞法則と被告人の対質権との問題に限定して論述をすすめることにする。

3 アメリカ合衆国憲法修正 6 条は、被告人の対質権について、「すべての刑事上の訴追において、……被告人は、自己に不利な証人との対質を求め……の権利を有する」と規定する。初期の連邦最高裁判例は、対質条項を、法廷で証人と対面する (face-to-face) 権利として理解していた⁽¹⁸⁾。判例によれば、対質条項は、①証人に宣誓の下で証言させる、②陪審が証人の証言台での態度や証言方法を直接目にすることによって、証人が信頼に値するかを判断する、③交互尋問によって証言内容の真实性を評価するという 3 点を内容とする⁽¹⁹⁾が、とくに交互尋問が被告人の対質権をもっとも有意義なやり方で保障するものと考えられてきた⁽²⁰⁾。

しかし、この当初の判例による理解からは、修正 6 条の対質権の保障が及ぶ範囲それ自体は明らかにならない⁽²¹⁾。しかも、対質条項と伝聞法則は「同じ価値を保護することを目的とするが、両者は同義ではない」⁽²²⁾。すなわち、ある供述が伝聞法則の例外として許容されるからといって、必ずしもその供述の採用が対質条項を満足させるわけではない。対質条項の文理解釈からは、すべての伝聞証拠を排除すると解する余地もあるが、判例は、

そのような見解を「立法者の意図せざるところであり、あまりにも極端である⁽²³⁾」として排斥し、対質条項の利点と意図とを考慮して、対質権が公的政策 (public policy) と具体的事案における証明の必要性に道を譲らねばならない場合があるとする⁽²⁴⁾。そして、伝統的に認められてきた一定の伝聞法則の例外、例えば、興奮状態での発言 (excited utterance)⁽²⁵⁾、心理状態 (state of mind) に関する供述⁽²⁶⁾、医療的診察または治療目的でなされた供述⁽²⁷⁾、営業記録 (business records)⁽²⁸⁾、臨終の際の告白 (dying declaration)⁽²⁹⁾、利益に反する供述⁽³⁰⁾などは、「確立した (firmly-rooted) 伝聞法則の例外」にあたり、「信頼性の状況的保障 (circumstantial guarantees of trustworthiness)」が一般に存在することを理由として、その援用は対質権の侵害にならないとしてきた。

しかし、「確立した伝聞法則の例外」に当たらない供述も、連邦証拠規則は「その他の例外」として証拠となり得ると規定する⁽³¹⁾。これは、同規則の中でもっとも論争のある条項の一となった⁽³²⁾。

伝聞法則の「その他の」例外として許容される供述がどのような要件の下で対質条項の要請をも満たすかという問題について、その判断基準を提示したのは、1980年のオハイオ州対ロバーツ判決⁽³³⁾であった。同判決によれば、対質条項の下で伝聞供述を許容するためには、第一に、証人が出廷して証言できない (unavailable to testify) ことを証明しなければならず、第二に、その供述に「信頼性の十分な徴表 (adequate indicia of reliability)」がなければならない。そして、信頼性の判断方法として、当該供述が確立した伝聞法則の例外に当たるか⁽³⁴⁾、さもなければ「信頼性の個別的保障 (particularized guarantees of trustworthiness)⁽³⁵⁾」のあることが証明されなければ、その伝聞供述は排除されるとしたのである。この対質条項の実質的判断は、その後の判例にも踏襲されている⁽³⁶⁾。

4 その後、下級審では、「信頼性の個別的保障」の判断方法が争点となる裁判例がかなり多く出されているが、信頼性を具体的事件において個別に判断するために、どのような証拠が基礎に置かれるかという問題につ

いては、大きく 3 つの類型に分けることができよう。

第 1 の類型は、供述の信頼性判断には補強証拠が不可欠である旨を判示している裁判例である⁽³⁷⁾。例えば、子供の性的虐待に関するグレゴリー対ノースカロライナ州判決⁽³⁸⁾では、外科医に対してなされた子供の供述を許容するためには補強証拠が必要であり、それに欠ける供述を許容したことは対質条項に違反するとされ、合衆国対ワード判決⁽³⁹⁾は、伝聞供述を許容するには、強力な補強証拠のみで十分であると判示している。同趣旨の裁判例は少なくない⁽⁴⁰⁾。

第 2 の類型は、供述の信頼性判断は補強証拠によってではなく、供述時の客観的状況のみを考慮して行うべきであるとする裁判例である。この類型に属する裁判例は少ないが、ハッフ対ホワイト・モーター社判決⁽⁴¹⁾では、被告人の設計したトラックを運転していた被害者が死亡するまでの 9 日間のあいだに行った供述の許容性が問題となった事案に関し、「補強証拠の有無は、伝聞法則の特別の例外が問題となる事例では重要で」なく、「供述がなされたときに存在した状況」のみに検討対象を限定すべきだとした上で、問題の供述を証拠として認めなかった。

第 3 の類型は、供述の信用性判断にあたって、供述時の客観的状況などと並んで補強証拠をもその一要素として併せ考えようとするものである。この類型に属する裁判例が数の上ではもっとも多い⁽⁴²⁾。例えば、合衆国対クリー判決⁽⁴³⁾では、暴行事件に関し、ソーシャル・ワーカーへの子供の伝聞供述の信頼性が争われたが、裁判所はこの供述を採用する理由の一つに、補強証拠の存在を挙げている。さらに合衆国対ベイリー判決⁽⁴⁴⁾では、供述の真实性を補強する証拠と客観的状況の双方が重要であるとし、供述時の客観的状況が信頼性を保障しない場合には供述の信頼性は否定されると判示している。

以上のように、連邦巡回控訴裁判所の裁判例は、伝聞供述の信頼性の判断基準について意見が分かれているが、その大多数は、信頼性判断にあたって補強証拠に何らかの意義を認めているといつてよい。しかし、補強証

拠が供述の信頼性判断においてどのような位置を占めるかについては、確固たる基準がなしてお示されていない。この点に関して、2段階のテストを提示し、第1段階では、裁判所は供述時の客観的事情が供述の信頼性を保障するかどうかを検討し、さらに第2段階で、補強証拠が存在するかどうかを決すべきであると判示した判決も存在する⁽⁴⁵⁾が、一般にこのテストは厳格すぎて、「その他の」伝聞法則をも許容しようとする立法者意思に沿わないものと評価されており⁽⁴⁶⁾、これに従う裁判例は存在しない。以上のような状況において、伝聞供述の個別的信頼性の判断方法に関する連邦最高裁の判断が待たれていたのである。

- (10) 例えば、ワシントン州が、1982年に近親相姦の定義を拡大したほか (WASH. REV. CODE §9. 64A. 020 (Supp. 1985)), ウィスコンシン州は、手続を子供の理解できる言葉で行うように要請し、子供が法廷にいる時間を最小限にするように求める新法を定めた (1985 WIS. STAT. ANN. §971. 105. (West))。また、1984年に、カリフォルニア州は、子供の証人に誘導尋問を用いることを許容する規則を制定した (CAL. EVID. CODE §767(b))。
- (11) See NANCY W. PETTY & LAWRENCE S. WRIGHTSMAN, *THE CHILD WITNESS* 155-174 (1991)。
- (12) *Leading Cases, The Supreme Court, 1989 Term*, 104 HARV. L. REV. 129 (1990); Bryan H. Wildenthal, *The Right of Confrontation, Justice Scalia, and the Power and Limits of Textualism*, 48 WASHINGTON AND LEE L. REV. n. 5 (1991)。
- (13) ワシントン州規制は、1982年以後、この種の立法のモデルとなったとされている (Note, *supra* note 2, at 811) が、10歳未満の子供が性的接触行為についてなした供述が、制定法または裁判所規則によって証拠とされない場合でも、①その供述の行われた時期および状況ならびにその内容が信頼性の十分な徴表を与えることを、陪審の出席しない審問で裁判所が認定し、かつ、②子供が(a)手続において証言をするか、または(b)証人として出廷不能であっても補強証拠が存在するときは、これを証拠として許容するとする規定をもつ (WASH. REV. CODE ANN. §9A. 44. 120 (Supp. 1984))。
- (14) Note, *supra* note 12, at 129.
- (15) 閉回路テレビジョンの利用を認めている州の間でもその運用の仕方は様々である。送受信併用閉回路テレビジョンを利用するときは、例えば、裁判官、検察官・弁護人 (attorneys) (必要な場合には親またはカウンセラー) が同席して、

- 法廷とは別の場所で子供が証言を行い、被告人および陪審は法廷に残るが、法廷からも子供のいる別室からも双方が画面を通じて他方を見ることができる。これに対して、送信専用閉回路テレビジョンでは、子供は法廷にいる被告人および陪審を見ることができず、一方的に子供のみが画面に映し出される。
- (16) Michael H. Graham, *The Confrontation Clause, the Hearsay Rule, and Child Sexual Abuse Prosecutions: The State of the Relationship*, 72 MINN. L. REV. 523, at 534 (1988).
- (17) John C. Koski, *Idaho v. Wright: The Defenstration of Corroborative Evidence*, 46 UNIV. OF MIAMI L. REV. 205, at 215 (1991); Graham, *supra* note 16, at 530-33; Yun, *supra* note 1, at 1-2.
- (18) *Mattox v. United States*, 156 U. S. 237 (1895). 最近でも, *Lee v. Illinois*, 486 U. S. 530 (1986); *Coy v. Iowa*, 108 S. Ct. 2798 (1988) などがある。
- (19) *California v. Green*, 339 U. S. 149, at 155 (1970).
- (20) *Mattox v. United States*, *supra* note 18. 対質条項の歴史については, Sharon Kennedy, *Idaho v. Wright: The Confrontation Clause Limits on the Admissibility of Hearsay Evidence in Child Abuse Cases*, 59 UMKC L. REV. 1093, at 1094-96 (1991) を参照。
- (21) Randall L. Hagen, *Maryland's Child Abuse Testimony Statute: Is Protecting the Child Witness Constitutional?*, 49 MARYLAND L. REV. 463, at 464 (1990).
- (22) *California v. Green*, *supra* note 19, at 86. 同趣旨の判例として, *Dutton v. Evans*, 400 U. S. 74 (1970).
- (23) *Ohio v. Roberts*, 448 U. S. 56 (1980). 本判決について, 鈴木義男編『アメリカ刑事判例研究第二巻』(1986年) [中空壽雅執筆] 105頁, 山田道郎「対面条項と伝聞法則—『オハイオ州対ロバーツ』判決を中心として—」法律論叢56巻4号 (1984年)。本文と同じ箇所を引用するものとして, *Bourjaily v. United States*, 483 U. S. 171, at 182 (1987).
- (24) *Mattox v. United States*, *supra* note 18 at 243.
- (25) FED. R. EVID. §803 (2).
- (26) *Id.* § 803 (3).
- (27) *Id.* § 803 (4).
- (28) *Id.* § 803 (6).
- (29) *Id.* § 804 (b) (2).
- (30) *Id.* § 804 (b) (3).
- (31) *Id.* §§ 803 (24), 804 (b) (5).
- (32) See Edward J. Imwinkelried, *The Scope of the Residual Hearsay Exceptions in the Federal Rules of Evidence*, 15 SAN DIEGO L. REV. 239 (1978).
- (33) *Ohio v. Roberts*, *supra* note 23.
- (34) しかし, 前者の「確立した伝聞法則の例外」にどのような供述が当てはまる

か否かについても、明確な基準があるわけではない。判例は、一応の定義を与えているが、なお具体性がなく、不十分であるとするものに、S. Goldman, *Not So "Firmly Rooted" Exceptions to the Confrontation Clause*, 66 N. C. L. REV. 1, at 5 (1987); Mark J. Miller, *Double Exposure: The Residual Exception to the Rule against Hearsay and the Confrontation Clause after Idaho v. Wright and State v. Giles*, 27 IDAHO L. REV. 99, at 112 (1990-1991); Greg B. Schwab, *Idaho v. Wright: Is It a Step in the Wrong Direction in Determining the Reliability of Hearsay Statements for the Confrontation Clause?*, 53 OHIO STATE L. J. 663, at 663 (1992).

- (35) Ohio v. Roberts, *supra* note 23, at 66.
- (36) Lee v. Illinois, *supra* note 18; United States v. Inadi, 475 U. S. 387 (1986); Bourjaily v. United States, *supra* note 23.
- (37) Schwab, *supra* note 34, at 666.
- (38) Gregory v. North Carolina, 900 F. 2d 705 (4th Cir. 1990). *See also* United States v. Smith, 792 F. 2d 441 (4th Cir. 1987).
- (39) United States v. Ward, 552 F. 2d 1080 (5th Cir. 1977).
- (40) United States v. Sarmient-Perez, 633 F. 2d 1092 (5th Cir. 1980); United States v. Robinson, 635 F. 2d 363 (5th Cir. 1981).
- (41) Huff v. White Motor Corp., 609 F. 2d 286 (7th Cir. 1979).
- (42) 本文中に示した判決のほか、United States v. Boyce, 849 F. 2d 833 (3d Cir. 1988); Morgan v. Foretich, 846 F. 2d 971 (4th Cir. 1988); United States v. Dorian, 803 F. 2d 1439 (8th Cir. 1988) などがある。
- (43) United States v. Cree, 778 F. 2d 474 (8th Cir. 1985).
- (44) United States v. Bailey, 581 F. 2d 341 (3d Cir. 1978).
- (45) United States v. Thevis, 84 F. R. D. 57.
- (46) David A. Sonenshein, *The Residual Exceptions to the Federal Hearsay Rule: Two Exceptions in Search of a Rule*, 47 N. Y. U. L. REV. 867, at 883 (1982).

4 アイダホ州対ライト判決

1 事実

被上告人ライトは、内縁の夫のGとともに、2件の未成年者に対する猥褻行為₍₄₇₎により共同訴追された。被害者は、ライトの前婚による子供で、訴追当時5歳半であった娘と、ライトとGの子供で、訴追当時2歳半であ

った娘Kである。事実審裁判所は、事前審問（voir dire examination）で、K（当時3歳）は陪審員と意思疎通できるだけの能力に達していないと認定したが、アイダホ州の定める伝聞法則の例外規定⁽⁴⁸⁾を受けて、性的虐待の有無を検査するため診察に当たった小児科医Jが、法廷外で行われた被告人に不利なKの供述について証言することを認めた。Kの供述は、診察時にJの誘導的な質問に対して行われたものであった⁽⁴⁹⁾。公判において、事実審裁判所は、Kの供述を証拠として採用し、被告人およびGを2つの訴因双方について有罪とした。ライトは、Kの事件に対する有罪判決について、アイダホ州最高裁判所に上告した⁽⁵⁰⁾。同最高裁は、Kの供述の採用により、ライトの対質権が侵害されたとして、有罪判決を破棄して差し戻した。その理由は、Kの供述にはビデオテープによる記録が残っておらず、裁判所や弁護人による審査ができないこと、先入観に基づく誘導的な質問が用いられたこと、子供はもともと暗示にかかり易いことなどの点から、Kの供述は手続的保障が欠けていて信用性が確保されるような状況でなされたものとはいえず、合衆国憲法修正6条の対質条項の要件を満たすのに必要な信用性の個別的保障が欠けているということであった。これに対して、連邦最高裁は、検察側からの上告を受理した。

2 法廷意見（上告棄却）—オコナー裁判官執筆⁽⁵¹⁾

（1） 本件の争点は、診察にあたったJに対するKの供述を公判で採用することが、合衆国憲法修正6条の対質条項に違反するか否かである。

（2） 当裁判所の判例は、古くからつねに、対質条項は被告人に不利な伝聞供述をすべて禁ずるものではないと判示してきた⁽⁵²⁾。対質条項の文理解釈によれば、法廷外の供述はすべて排除されると解する余地もあろうが、このような見解は排斥されてきた⁽⁵³⁾。また、判例は、伝聞法則と対質条項とは類似の目的に奉仕するが、完全に一致するわけではなく、したがって、伝聞法則の例外の下では許容される供述を、対質条項の下では許容しない場合があることも認めている。

（3） 伝聞法則の例外の下で許容される証拠が、どのような場合に対

質条項の要件をも満たすのかを決定する一般的アプローチを提示したのは、オハイオ州対ロバーツ判決である。同判決によれば、証人が出廷できない場合、その法廷外の供述が許容されるのは、十分な「信頼性の徴表」があるときに限られる。ある証拠が、確立した伝聞法則の例外に当たる場合には、それだけで信頼性を推定することができるが、そうでない場合には、信頼性の個別的保障が証明されない限り、その証拠は排除されなければならない。

この一般的アプローチを本件に当てはめると、証人の出廷不能すなわち必要性の要件については、事実審裁判所がKには陪審員と意思疎通する能力がないと認定したのであり、弁護側もこれに同意しているのであるから、この点に問題はないとの前提に立つことができる。したがって、Jに対してなされたKの供述が対質条項の要請する「信頼性の徴表」を備えていることを立証する責任を、州が果たしたかどうかが問題の核心となる。

問題の供述が「確立した伝聞法則の例外」に当たる場合には、「信頼性の徴表」のあることが推定されるが、本件に適用されたアイダホ州の伝聞法則の例外は、長年の司法および立法の経験により伝統的に許容されてきたとはいえ、Kの供述は、個別的に信頼性の証明がなされない限り、証拠として用いることはできないと解すべきである。

ところで、アイダホ州最高裁は、Jがそのインタビューをビデオテープに採っておかなかったこと、誘導尋問を用いたこと、Kの供述内容を予測しながら質問をしたことなどを重視して、このような一定の手続的保障のないインタビューの結果得られたKの供述には、信頼性の証明がないと結論づけた。しかし、当裁判所はこの考え方に反対する。なぜならば、性的虐待の被害者たる子供の法廷外の供述は、さまざまな状況下において起こるものであって、アイダホ州最高裁のいう手続的要件は、多くの場合、信頼性の決定にとって適切でもなく、必要でもないからである。

(4) 他方、州は、伝聞供述の個別的な信用性はすべての状況を考慮して判断すべきであり、これには供述時の客観的状況だけでなく供述の内

容を補強する他の証拠⁽⁵⁴⁾をも含めて考えるべきだと主張する。当裁判所も、個別的な信頼性は、状況の全体から判断するべきであると解するが、ここでいう状況は供述時の客観的状況と供述者が特別に信頼に値することを示す状況のみに限られると考える。確立した伝聞法則の例外として一定の供述が許容されるのは、供述の信頼性が客観的状況から十分に明らかであって、交互尋問による審査がほとんど無用だと考えられる場合に限られる。したがって、信頼性の個別的保障が問題となる供述についても、供述の行われた客観的状況が、伝聞供述の非信頼性の推定を破るだけの明確な根拠を与える場合⁽⁵⁵⁾でなければ、対質条項によってその供述は排除される。対質条項の下で、伝聞供述を被告人の有罪証拠として採用するかどうかは、公判に提出された他の補強証拠を参照することによってではなく、固有の信頼性の徴表に基づいて判断されなければならない。補強証拠があるからといって、対質条項の要請する反対尋問による信用性審査の代わりにはならない。補強証拠の有害性は、陪審が供述の部分的な真实性のみに注目し供述全体の信頼性の推論を誤る点にあるが、この危険はまさに現実には起こり得るものである。

なお、被上告人は、Kには陪審と意思疎通する能力がないとする事実審裁判所の認定を根拠として、Kの供述には信頼性の個別的保障がないと擬制ないし推定すべきであると主張するが、信頼性の有無は状況の全体を考慮して判断すべきであり、一つの要因だけで画一的な扱いをするのは適当でない。

(5) 本件において、事実審裁判所がKの供述を採用するにあたって重視した要因のうち、Kのような年齢の子供には作話をする動機がないこと、および、その供述は同年齢の子供が作り上げそうには思われないことという2つの点は、供述時の客観的状況に関わるものであり、これらを考慮したことは正当である。しかし、事実審裁判所が考慮した他の要因、すなわち、性的虐待の物証が存在すること、被上告人には犯罪遂行の機会があったこと、上の娘の補強的な身元確認供述が存在することは、供述時の

客観的状況に関わる証拠ではなく、したがって、「信頼性の個別的保障」には関連しないものである。

供述時の客観的状況のみを基準にして判断すると、被上告人に不利なKの供述にはとくに信頼すべき特別な理由があるとはいえず、これを証拠に採用したことは対質条項違反である。また、当裁判所は、この違反が無害(harmless)とはいえないというアイダホ州最高裁の判断を支持する。したがって、被上告人の有罪判決を破棄して再審理を命ずる同裁判所の判決を維持する。

3 反対意見—ケネディ裁判官執筆⁽⁵⁶⁾

法廷意見が、Kの供述に「信頼性の個別的保障」がある場合には、これを許容しても被上告人の対質権を侵害しないとする点には賛成する。しかし、伝聞供述の個別的信頼性を判断する際に、供述時の客観的状況以外の補強証拠をまったく考慮してはならないとする点で、法廷意見に反対する。

法廷意見による判断基準の新たな制限は、先例に違反する。ほとんどの連邦裁判所は、供述の信頼性を決するにあたり、補強証拠が存在するかどうかに着目し、当裁判所の判例も、補強証拠が供述の信頼性にとって重要であることを認めている⁽⁵⁷⁾。ある者の供述の信頼性を決定する適切な方法の一つが、他の補強証拠によって供述内容を実証することであり、供述の信頼性を判断するという目的にとっては、供述時の客観的状況と補強証拠との間に違いはない。法廷意見の判示は、非論理的であり、およそ機能し得ない。

以上の理由により、本件の補強証拠を考慮することを認めていないアイダホ州最高裁判決を破棄し、補強証拠をも考慮してKの供述に「信頼性の個別的保障」があったか否かを検討させるため、本件を差し戻すべきであると考えます。

(47) IDAHO CODE §18-1508 (1987).

(48) アイダホ州証拠規則803条は、連邦証拠規則と同様、証人が出廷できない場合

でも、伝聞法則によって排除されることのない供述を定めているが、本件関連部分は以下の通りである。

「803条 (14) その他の例外。上記の伝聞法則の例外の如何なるものにも、とくに含まれなくとも、信用性について同等の状況的保障がある供述は、以下の場合に許容される。(A) その供述が重要な事実の証拠として提供されたものであり、(B) 挙証責任を負う者が合理的な努力をすることによって入手可能となる他の如何なる証拠よりも、その供述が証明しようとする点について証明力をもち、かつ (C) その供述を証拠として許容することによって、これらの伝聞法則の一般目的と裁判の利益がもっともよく果たされるであろうことを裁判所が認定した場合。」

- (49) J が、K に対して行ったのは、“Do you play with daddy? Does daddy play with you? Does daddy touch you with his pee-pee? Do you touch his pee-pee?” という 4 つの質問であったが、K は沈黙した最後の質問以外には、“yes” と答えている。さらに、しばらく沈黙してから、自発的に “Daddy does do this with me, but he does it a lot more with my sister than with me” と答えている。
- (50) G もまた、K の供述の許容性をめぐり、ライトとは別にアイダホ州最高裁に上訴した。その根拠は対質条項ではなく、K の供述が伝聞法則の例外に当たらないとするものであったが、この主張は退けられている。State v. Giles, 115 Idaho 984, 772 P. 2d 191 (1989).
- (51) ブレナン、マーシャル、スティーヴンス、スカリア各裁判官同調。
- (52) 例えば、Mattox v. United States, *supra* note 18; Pointer v. Texas, 380 U. S. 400 (1965).
- (53) Bourjaily v. United States, *supra* note 23; Ohio v. Roberts, *supra* note 23; see also, Maryland v. Craig, 497 U. S. 836 (1990).
- (54) なお、本件においては、補強証拠となりうるものとして、K の証言を裏づける証言・物証が存在した。すなわち、(1) K が性的虐待の被害者であることの医学的物証、(2) K は性的被害を受けたときに、被上告人の庇護下にあったという証拠、(3) K に対して父親が性的虐待を行ったという上の娘の証言、(4) 上の娘も父親に性的虐待を受けていたという上の娘の証言である。
- (55) 従来、州および連邦の裁判所が、子供の性的虐待事件において、信頼性判断の際に援用した要因には、例えば、供述の自発性と一貫性 (State v. Robinson, 153 Ariz. 191, 735 P. 2d 801 (1987)), 供述者の心理状態 (Morgan v. Foretich, 846 F. 2d 941 (4th Cir. 1988)), 同年齢の子供には考えられない用語の使用 (State v. Sorenson, 143 Wis. 2d 226 421 N. W. 2d 77 (1988)), 作話をする動機の欠如 (State v. Kuone, 243 Kan. 218, 757 P. 2d 289 (1988)) などがある。
- (56) レーンクィスト長官、ホワイト、ブラックマン各裁判官同調。
- (57) Lee v. Illinois, *supra* note 18; New Mexico v. Earnest, 477 U. S. 684 (1986); Dutton v. Evans, *supra* note 22.

5 判決の意義と問題点

1 本判決は、対質条項と伝聞法則との関係について、伝聞法則の例外として認められる供述でも、被告人の対質権を侵害するものとして排除される場合のあることを認め、また、出廷できない証人の法廷外供述を許容するためには、その供述に信頼性の徴表が備わることが必要であり、確立した伝聞法則の例外に当たらない伝聞供述については、信頼性の個別的保障が必要だとする点では、従来判例を踏襲するものである。

伝聞証拠の許容性に関する連邦最高裁の判例においては、2つの判断基準が区別されてきたと指摘されている⁽⁵⁸⁾。すなわち、公判前の裁判や手続中になされた供述のように、証人に対する交互尋問が、憲法的観点からみて十分に対質権を行使したものと認められるか否かについては、判例は、具体的な信頼性の判断に入り込まない形式的基準を用いており、他方、対質を行うことが必要か否かについては、「個別的な信頼性の保障」という実質的基準を用いているというのである。この区別からすれば、本件は対質を行う必要の有無を問題とするものであり、連邦最高裁が、交互尋問の有無という形式的基準を採用せずに、事例毎に個別具体的に「信頼性の保障」を判断すべきであると判示したのは、まさに従来判例に従ったものといえる⁽⁵⁹⁾。

その中で、本判決の意義は、第一に、信頼性の個別的保障の判断方法を具体化したことである。すなわち、供述の信頼性はもっぱら供述時の客観的事実と証人の信頼性によって検討すべきであり、供述内容の真実性が他の補強証拠によって補強されることは考慮してはならないとした。第二の意義は、供述の信頼性の程度について、交互尋問を行ったとしてもほとんど付け加えるところがない程度の信頼性を要求したことである。

2 アイダホ州最高裁は、この「個別的信頼性の保障」を判断する際に、供述の状況をビデオテープに採っておくこと、質問者は誘導尋問を用いな

いことなど、信頼性を保障するための手続的ないし形式的要件を重視した。このような判断の背景には、子供の性的虐待事件が激増していることに対応して、子供の伝聞供述を採用するための形式的基準を確立し⁽⁶⁰⁾、実務における統一的处理を図ろうとしたことが考えられる⁽⁶¹⁾。しかし、法廷意見、反対意見ともに、このような基準は厳格にすぎ、現実の利用に耐えないとして、これを退けた。

連邦最高裁がアイダホ州最高裁の提示したような形式的基準を排斥したことは、判例評釈でもほとんど反対は見られない⁽⁶²⁾。子供の性的虐待は偶然の事情で発覚し、大人の子期しない状況で子供の供述が得られることが多く、必ずしもビデオの録画装置が整っているところで供述がなされるには限らない。したがって、ビデオによる録画を証拠採用の要件とすることは、事件の内実をもっとも正確に伝えていると考えられる供述の大部分を否定することになるであろうし、また、ビデオに録画する前に、子供に何らかの影響力が与えられている可能性も存在するのであるから、供述の信頼性を録画の有無にかからせることは不適當である。

3 他方、本判決が、供述の信頼性をもっぱら供述時の客観的事情を基礎に判断すべきであり、補強証拠は考慮できないとした点には批判が強い⁽⁶³⁾。一つには、反対意見も述べているように、補強証拠を排除することに先例上の根拠がないことが挙げられる。確かに、補強証拠によって供述の信頼性を認定してよいことになると、個別的信用性の有無について厳しい検討が行われないうまま、被告人の対質権を侵害する伝聞証拠が他の証拠と一括して有罪立証に用いられるおそれもある。しかし、供述の信用性を判断する上で、その内容が他の証拠に照らして真実に合致するかどうかを問題にするのは、極めて自然なことであり、外部的状況に関する証拠とその他の証拠とを明確に区別することには、しばしば困難が伴う。そこから、下級審の多数が採用する客観的状況と補強証拠との総合判断というゆき方を支持する意見が少なくない⁽⁶⁴⁾。さらに、法廷意見に対しては、性的虐待事件において子供の供述を許容するため特別の証拠規則を採用し、信

頼性判断の方法として補強証拠を考慮するよう定めている多くの州の制定法⁽⁶⁵⁾を否定し、州の実務との軋轢を強めることになるという指摘もある⁽⁶⁶⁾。

4 確かに、法廷意見が、伝聞供述の信頼性判断におよそ補強証拠を用いてならないとする趣旨であるならば、以上のような批判は正当であり、法廷意見はいささか性急な考え方であるとの印象が残る。しかし、本件のように、予断を抱いた質問者が誘導尋問によって子供の供述を引き出し、そして、質問時の状況について第三者の証言も得られず、ビデオによる録画その他何等の記録も残っていない場合に、その子供の供述の許容性を否定することは、結論的に誤りとはいえないであろう。また、法廷意見の背後には、補強証拠を過度に重視することになれば誤った訴追や誤判につながるという懸念があるのは明白である。本件供述時の客観的状況のうち、Kの供述の信頼性を肯定する事情として、法廷意見は、Kに作話の動機がなく、その供述内容は2、3歳の子供が行うものとは思えない内容であることを挙げるにすぎないが、これだけでは信用性の保障として明らかに不十分だといえよう。したがって、このような状況の下で、とくに補強証拠によってKの供述が信頼できると判断することを認めるならば、補強証拠が過大に評価され、供述自体の信頼性に関する判断を曖昧にしたままで有罪の心証が形成される危険があらう。

本判決の射程範囲は、必ずしも明らかでないが、補強証拠の考慮をつねに否定したものというよりはむしろ、供述時の客観的状況が供述の信頼性を保障するのに不十分なことが明らかな場合には、補強証拠の問題に立ち入るまでもなく、証拠能力を否定すべきであるとした判例として理解することもできるように思われる。そうだとすれば、補強証拠を一要因として考慮する下級審の大勢の立場との間の実質的な違いは大きくないといえよう。ただ、このような理解が正しいかどうかについては、連邦最高裁による今後の判例を待つほかはない⁽⁶⁷⁾。

- (58) S. Shaviro, *The Supreme Court's Bifurcated Interpretation of the Confrontation Clause*, 17 HAST. CONST. L. Q. 383 (1990).
- (59) Miller, *supra* note 34, at 115.
- (60) *Id.*, at 110.
- (61) このような州最高裁判所の態度の背景として、アイダホ州は、州憲法に対質条項をもたない唯一の州であるということがある。そのため、州最高裁判所は対質条項の解釈と必要性について、またその要件について自ら積極的な基準を作り出そうとしたというのである。 *Id.*, at 117.
- (62) 例えば、 Kennedy, *supra* note 20, at 1108-1113.
- (63) Koski, *supra* note 17, at 230; Mary B. Martin, *Idaho v. Wright: The Confrontation Clause's Limitation on the Use of Corroboration Evidence in the Child Abuse Context*, 26 N. ENG. L. REV. 225, at 261 (1991).
- (64) Koski, *supra* note 17, at 229-233; Schwab, *supra* note 34, at 678-681.
- (65) ARIZ. REV. STAT. ANN. §13-1416 (1989); CAL. EVID. CODE ANN. §1228 (West 1990); COLO. REV. STAT. §13-25-129 (1981) などをはじめ、18以上の州に同趣旨の規定がある。
- (66) Laura Barker, *Idaho v. Wright: Who Can Speak for the Children Now?*, 24 AKRON L. REV. 433 (1990).
- (67) 本判決に対する評釈には、本文中に引用したもののほか以下のものがある。 Diana Younts, *Evaluating and Admitting Expert Opinion Testimony in Child Sexual Abuse Prosecutions*, 41 DUKE L. J. 691 (1991); H. Jean Delaney, *Criminal Law: Admission of Child Sexual Abuse Victim's Hearsay Statements Violated Defendant's Confrontation Rights as Statements Lacked "Particularized Guarantees of Trustworthiness"*, 66 N. D. L. REV. 733 (1990).

6 結びに代えて

連邦最高裁は、伝統的伝聞法則の例外について、子供の性的虐待の処罰の必要性が高いことも、その証明が困難であることも、この種の事件に特別の伝聞法則の緩和を行う理由とはならないとした。しかし、それでも依然として、子供の性的虐待事件の訴追にとって、従来の伝聞法則の例外が不十分であり、さらに新たな立法をもって処罰の容易化を図るべきだ⁽⁶⁸⁾との声は強い。証言の信頼性判断について補強証拠の利用を認めなかったライト判決以降、州(または連邦)の対応がどのような形で行われるのかは、

今後も注目されるべきであろう。この種の事件については、たとえ有罪判決を受けなかった場合でも、性的虐待の嫌疑を受けた者は大きな社会的制裁を受ける。この観点からは、無実の者に不利益を与える恐れのないように、安易な証明方法緩和による処罰強化は厳につつまれねばならない。問題は、「被告人の利益」対「子供の利益」といった簡単な対立構造にとどまるのではなく、事柄の推移の如何によっては被告人の対質権の存在意義そのものが問われることにもなろう。しかし、他方では、証言を必要とされる「現実の」被害者である子供の保護ばかりでなく、确实・厳格な処罰が実現すると期待される犯罪の予防を通じての「将来の」被害者たる子供の保護をも考えるとき、我々は全面的な証拠法則の緩和とか、逆に伝統的な対質権への盲目的な固執といった極端な立場をとることはできない。今後、性的虐待事件における子供の伝聞供述について対質条項違反を積極的に主張する場合が多くなるものと予想されるが、ライト判決によって最終的な方向性が示されたとするにはほど遠いということができよう。

(68) Barker, *supra* note 66, at 443; Koski, *supra* note 17, at 94-5.